

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年9月29日

【中間会計期間】 第9期中(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

【会社名】 株式会社エコ・アセット

【英訳名】 Eco Asset Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳生 直人

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目10番4号

【電話番号】 03-5771-6288 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 青木 康次

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目10番4号

【電話番号】 03-5771-6288 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 青木 康次

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間		自 2012年 1月1日 至 2012年 6月30日	自 2013年 1月1日 至 2013年 6月30日	自 2014年 1月1日 至 2014年 6月30日	自 2012年 1月1日 至 2012年 12月31日	自 2013年 1月1日 至 2013年 12月31日
売上高	(千円)	24,116	32,220	-	110,215	63,222
経常損失()	(千円)	133,067	29,688	198,211	205,867	97,013
中間(当期)純損失()	(千円)	133,999	29,834	198,356	206,946	95,368
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	457,600	465,100	486,850	457,600	485,050
発行済株式総数	(株)	92,160	93,410	97,035	92,160	96,735
純資産額	(千円)	264,609	176,829	43,562	191,663	151,194
総資産額	(千円)	299,382	221,975	28,214	226,271	208,640
1株当たり純資産額	(円)	2,871.20	1,893.04	448.93	2,079.68	1,562.97
1株当たり中間(当期)純損失金額()	(円)	1,494.53	322.25	2,045.71	2,276.21	1,023.9
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	88.4	79.7	154.4	84.7	72.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	65,443	23,100	42,115	126,181	45,103
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	41,813	23,225	20,384	66,813	64,329
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	50,558	13,890	11,897	13,301	33,687
従業員数	(名)	3	3	2	3	2

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 当社には、持分法が適用される子会社及び関連会社はありません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2014年6月30日現在

従業員数(名)	2
---------	---

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（自 2014年1月1日 至 2014年6月30日）における世界経済は、好調に推移しております。特に米国経済は経済指標の改善が見られ、その経済状況は安定的に推移しております。

また、当中間会計期間中の我が国経済にも、消費税増税による景気の下振れが懸念されましたが、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、成長戦略、いわゆる「アベノミクス」に対する期待感と「円安・株高」に支えられ、景気は底堅いものとなっております。

しかしながら、当社の主要な商品である国連認証排出削減量（以下、「CER」という。）取引とその市場は、依然として厳しい状況であります。国連気候変動枠組条約を踏まえた欧州排出権取引制度は、温室効果ガス排出枠（以下、「排出枠」という。）の上限を域内にて規制しております。欧州連合域内各国政府は、排出枠を域内企業に「有償入札」することにより、排出枠を市場に供給しておりますが、その排出枠価格は、欧州金融危機と経済低迷に起因する排出枠の需給悪化を受け、2011年半ば頃から低迷しております。また、CERの価格も排出枠価格と同様に低迷しております。このような状況の中、欧州連合政府は、欧州市場において悪化している排出枠の需給を改善する目的で、9億トン相当の排出枠供給について供給時期の延期を目的とする法制化を、2014年2月26日に正式決定しております。

併せて、欧州排出権取引制度は、当社の主要な商品であるCERについても、欧州連合域内において流通適格なCERを以下に該当するものに限定し、その供給を制限しております。

- 2012年12月末までに国連に登録されたCDMプロジェクトに起因するものであること
- フロンガス及び一酸化二窒素など産業ガス系のCDMプロジェクトに起因するものでないこと
- CP2を起源とするもの（以下、「CP2-CER」という。）であること

なお、CP2とは、「Commitment Period 2」のことを指し、CP2-CERとは京都議定書第2約束期間に該当する期間（2013年1月1日以降の期間）を起源とするCERのことを言う。2015年3月末日以降、2012年12月31日以前の期間に該当するCER（CP1-CER）は欧州市場にて流通不適格となる。

以上の経緯を踏まえて、欧州市場における排出枠価格及びCER価格は、以下の通り推移しております。

（単位：ユーロ / 1CO2eトンあたり）

市場価格の推移	2011年 6月末	2011年 12月末	2012年 6月末	2012年 12月末	2013年 6月末	2013年 12月末	2014年 6月末
排出枠価格	13.36	6.97	8.20	6.45	4.18	4.83	5.83
CER価格	10.93	4.21	4.17	0.14	0.50	0.34	0.16

当社CDMプロジェクトの稼働状況は以下のとおりです。

2014年6月30日現在

	プロジェクト数	年間予定排出権量（CO2eトン）
国連承認済	19プロジェクト	1,602,658
国連申請中		
有効化審査中		
合計	19プロジェクト	1,602,658

上記に記載されている当社CDMプロジェクトは、2012年12月末日以前に国連に登録されたもの（上記）であり、かつフロンガス及び一酸化二窒素など産業ガス系に由来するもの（上記）ではありません。

なお、CER未発行のCDMプロジェクトについては、国連により定められた規則により、そのクレジット開始期間を変更することが認められております。上記当社のCER未発行のCDMプロジェクトについて、当社は必要に応じてクレジット開始期間を2013年1月1日に変更し、商品であるCERを欧州市場にて流通適格なCP2-CERにする計画であります（上記）。

CDMプロジェクトの開発とCDMプロジェクトを起源とするCERの売買取引を目的に当社は創業いたしました。前述した通りCERの市況が厳しい状況であります。このような事業環境の中、安定した経営基盤を構築すべく、バイオマス燃料取引の仲介事業を新規事業としてその事業開発を進めております。具体的には、現在中国においては大気汚染の改善のために石炭使用抑制令が出され、バイオマス燃料の需要が拡大する方向です。このような中国市場の見通しを踏まえて、当社はフィリピン及びその他東南アジアの企業と協業して、現地で生産されるココナッツ・チップをバイオマス燃料とする商品開発を行い、中国市場に販売いたします。

なお、2014年8月末までにココナッツ・チップの中国への試験出荷を行いました。試験出荷の目的は、ココナッツ・チップの実証燃焼試験の有効性の確認、及び物流業務（船積み、通関を含む総合的な物流業務）に関する問題点の把握、解決であります。これらを確認した上で、具体的な販売契約の成約と顧客基盤の拡大を目指します。

当中間会計期間の実績

当中間会計期間における売上高はございませんでした。営業損益につきましては、198,633千円の損失と前年同期と比べ169,305千円（577.3%）損失が増加、経常損益は、198,211千円の損失と前年同期と比べ168,523千円（567.6%）損失が増加、中間純損失は、198,356千円の損失と前年同期と比べ168,522千円（564.9%）損失が増加しました。

当中間会計期間における営業損失が増加した主要な理由は、仕掛品に係る評価損として、159,208千円の損失が売上原価に計上されたことであります。当該評価損の計上に至った経緯と理由は以下の通りであります。

クリーン開発メカニズム（以下、「CDM」という。）は、京都議定書として国連気候変動枠組条約により合意された国際的な制度です。当社は、国連によりCDMプロジェクトの参加企業としての地位を与えられております。また、その「地位」を取得するために当社が支出した「仕掛品」（具体的には、CDMプロジェクト開発費用に該当する支出）には資産性があると認識しております。これら前提を踏まえて、それぞれのプロジェクトに係るCER購入契約の約定内容と市況を総合的に勘案して、個別プロジェクトにおける仕掛品の資産性を算定してきております。

CER発行には概ね、国連手数料として、1トン当たり、0.20USドル（円貨換算では1トン当たり約20円）、及び検証・認証に要する費用として概ね0.05USドル（円貨換算では1トン当たり約5円）、合計して1トン当たり約25円の手数料が費用として発生します。

2013年12月31日から2014年6月30日に至る期間において、CERの市場価格は、34セントユーロ（円貨換算では1トン当たり約49円）から16セントユーロ（円貨換算では1トン当たり約22円）とCERの発行に要する費用を下回る価格まで下落しております。また、市場価格の回復には見通しは立っておりません。

仕掛品は資産性を有しているものの、新たな現金支出を伴う仕掛品の回収は、経済合理性に反する状況になっております。なお、本半期報告書提出日において、市況の回復を示す根拠も乏しい状況になっております。仕掛品の回収可能性が低下している状況を勘案し、当中間会計期間において、仕掛品の評価損として、159,208千円を売上原価に計上いたしました。

（2）キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末より21,790千円減少し、11,897千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は、42,115千円（前年同期比19,014千円の減少）となりました。これは主に、税引前中間純損失198,211千円、及びたな卸資産の増減額159,208千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金及び使用した資金はありません。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は、20,384千円（前年同期比2,841千円の減少）となりました。これは主に、第三者割当増資による資金調達及び長期借入金によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社は生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

（2）仕入実績

当中間会計期間の仕入実績はありません。

（3）受注状況

当社は受注活動を行っていないため、受注残高はありません。

（4）販売実績

当中間会計期間の販売実績はありません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間における当社の事業環境は引き続き厳しい状況でありました。このような厳しい状況の中、当社は以下の項目を課題として対処して参ります。

当社は、引き続き人員採用を凍結及びその他の費用を含む、徹底した経費削減を行ってまいります。

当社は現在の厳しい事業環境の中、安定した経営基盤を構築すべく、バイオマス燃料取引を新規事業として事業開発を進めております。具体的には、現在中国においては大気汚染の改善のために石炭使用抑制令が出され、バイオマス燃料の需要が拡大する方向にあることから、当社はフィリピン及びその他東南アジアの企業と協業して、現地で生産されるココナッツ・チップをバイオマス燃料とする商品開発を行い、中国市場に販売いたします。なお、2014年8月末までにココナッツ・チップの中国への試験出荷を行いました。試験出荷の目的は、ココナッツ・チップの実証燃焼試験の有効性の確認、及び物流業務（船積み、通関を含む総合的な物流業務）に関する問題点の把握、解決であります。これらを確認した上で、具体的な販売契約の成約と顧客基盤の拡大を目指します。

資金調達につきましては、バイオマス事業に係る事業資金として、借入金により当中間会計期間において15百万円、2014年7月18日付にて200万円の調達を行いました。さらに2014年12月末までに、75百万円相当の資金調達を行うことを検討しております。

4 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 当中間会計期間における「事業等のリスク」の発生及び変更

当中間会計期間において、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社の現状としては、当中間会計期間におきましても市場価格の低迷及び業績の不振が続いております。具体的には、前事業年度において、営業損失94,661千円、当期純損失95,368千円を計上しており、当中間会計期間においては、営業損失198,633千円、中間純損失198,356千円を計上いたしました。その結果、当中間会計期間において43,562千円の債務超過の状態となっております。また、営業キャッシュ・フローも、前事業年度において45,103千円、当中間会計期間において42,115千円と大幅なマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

5 【経営上の重要な契約等】

資金の借入

2014年6月13日開催の取締役会決議に基づき、2014年6月16日に35,000千円を極度額とする極度額付金銭消費貸借契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）（多額な資金の借入）」に記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお文中における将来に関する事項は、本半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、中間期末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用に影響を及ぼすような仮定や見積りを必要とします。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、仮定あるいは条件の変化により実際の結果と異なる可能性があります。当社の中間財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性がある重要な会計方針の適用における見積りには以下のようなものが考えられます。

当社が開発するCDMプロジェクトにおいて、その開発に要した外注費等のコストを費用計上せず、棚卸資産の仕掛品勘定に計上しております。具体的には、CDMプロジェクトの開発に要する費用として、PDD作成費用、DOEによる有効化審査費用及びプロジェクトを国連に申請する際のプロジェクト登録費用がこれに該当します。仕掛品勘定に計上された開発費用は、各プロジェクトからCERが発行され、その売上が認識される場合、CERの発生に該当する期間に按分した合理的な基準で売上原価に振替えられます。進捗中のCDMプロジェクトに係る仕掛品勘定に計上されたCDMプロジェクトの開発費用に関しては、随時経営会議においてプロジェクトの進捗と将来性の検討を行い、国連へのプロジェクトの承認達成が困難と判断される場合は、該当するプロジェクトに係る仕掛品勘定計上された費用を全額売上原価に振り替えております。CDMプロジェクトの国連承認取得後、国連に対しCER発行を申請する際、CER発行に要したコストは費用計上せず棚卸資産の仕掛品勘定に計上しております。具体的には、CER発行に要する費用としてDOEによる排出量認証報告書の作成費用及び国連における排出権の発行費用がこれに該当します。CERが発行され売上が認識される場合、該当する仕掛品は売上原価に振り替えられます。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ180,426千円減少し、26,111千円となりました。これは主に、現金及び預金の減少（前事業年度末比21,790千円減）、仕掛品の減少（前事業年度末比159,208千円減）によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ670千円減少し、56,776千円となりました。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債につきましては、前事業年度末に比べ15,000千円増加し、15,000千円となりました。これは長期借入金の新規資金調達によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間における純資産につきましては、前事業年度末に比べ194,756千円減少し、43,562千円となりました。これは、資本金の増加（前事業年度末比1,800千円増）、資本準備金の増加（前事業年度末比1,800千円増）、及び利益剰余金の減少（前事業年度末比198,356千円減）によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間における売上高はございませんでした。

(売上原価)

当中間会計期間における売上原価につきましては、159,208千円となりました。これは、CDMプロジェクトの評価損159,208千円によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費につきましては、39,424千円となり前年同期と比べて13,520千円の減少となりました。これは主に、人員減による人件費減少分であります。

この結果、営業損失は、198,633千円となりました。

(営業外損益及び経常損益)

当中間会計期間における営業外収益は、主として為替差益668千円によるものであります。

この結果、経常損失は198,211千円となりました。

(特別損益及び中間純損益)

当中間会計期間における特別利益及び特別損失はございません。

この結果、当中間会計期間は、198,356千円の中間純損失となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に記載しておりますように、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく業績の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

当社は、引き続き人員採用を凍結及びその他の費用を含む、徹底した経費削減を行ってまいります。

当社は、CERの売買取引を目的に会社を創業いたしましたが、前述した通りCERの市況が厳しい状況であります。このような厳しい事業環境の中、安定した経営基盤を構築すべく、バイオマス燃料取引の仲介事業を新規事業としてその開発を進めております。具体的には、現在中国においては大気汚染の改善のために石炭使用抑制令が出され、バイオマス燃料の需要が拡大する方向にあることから、当社はフィリピン及びその他東南アジアの企業と協業して、現地で生産されるココナッツ・チップをバイオマス燃料とする商品開発を行い、中国市場に販売いたします。なお、2014年8月末までにココナッツ・チップの中国への試験出荷を行いました。試験出荷の目的は、ココナッツ・チップの実証燃焼試験の有効性の確認、及び物流業務（船積み、通関を含む総合的な物流業務）に関する問題点の把握、解決であります。これらを確認した上で、具体的な販売契約の成約と顧客基盤の拡大を目指します。

資金調達につきましては、バイオマス事業に係る事業資金として、借入金により当中間会計期間において150万円、2014年7月18日付にて200万円の調達を行いました。さらに2014年12月末までに、750万円相当の資金調達を行うことを検討しております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2014年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2014年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	97,035	97,035	非上場	譲渡による当社株式の全部又は一部の取得については当社取締役会の事前承認を得る旨を定款に定めております。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	97,035	97,035		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 2007年3月2日臨時株主総会決議（2007年4月2日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2014年6月30日)	提出日の前月末現在 (2014年8月31日)
新株予約権の数(個)	2,500(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	2007年5月1日～ 2017年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数の数は、退職により権利を喪失した者の個数及び株数は除外しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株数は2株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。なお、当社が株式分割及び時価（ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。）を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは（新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く）、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

4. 2008年6月30日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 新株予約権の行使の条件

対象者が当社及び資本関係等関連会社の取締役及び従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

第2回新株予約権 2007年3月2日臨時株主総会決議（2007年10月9日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2014年6月30日)	提出日の前月末現在 (2014年8月31日)
新株予約権の数(個)	750(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500(注1、2、4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注3、4)	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月1日～ 2017年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,000 資本組入額 2,500(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数の数は、退職により権利を喪失した者の個数及び株数は除外しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株数は2株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。

なお、当社が株式分割及び時価(ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。)を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

4. 2008年6月30日付をもって1株を2株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 新株予約権の行使の条件
対象者が当社及び資本関係等関連会社の取締役及び従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

第5回新株予約権 2009年3月27日臨時株主総会決議（2009年5月8日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2014年6月30日)	提出日の前月末現在 (2014年8月31日)
新株予約権の数(個)	500(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,207(注2、3)	同左
新株予約権の行使期間	2009年5月9日～ 2019年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,207(注3) 資本組入額 6,604	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。

なお、当社が株式分割及び時価(ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。)を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3. 当中間会計期間において、時価(調整前行使価額)を下回る価格で新株を発行したため、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の金額を記載しております。
4. 新株予約権の行使の条件
対象者が当社の従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。ただし、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

第6回新株予約権 2011年12月9日臨時株主総会決議(2012年9月19日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (2014年6月30日)	提出日の前月末現在 (2014年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,725(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,725(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注2)	同左
新株予約権の行使期間	2014年9月20日～ 2021年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を第三者へ譲 渡、質入れその他一切の処分 をすることができないものと する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株数は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割等を行った場合は、以下なお書き以下の調整を行うものとします。

なお、当社が株式分割及び時価(ただし、当社の株式公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとし、以下同様とする。)を下回る価額での新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により株式を調整し、調整により生ずる1株に満たない端数は切り捨てとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するときは(新株予約権及び新株引受権の行使による場合を除く)、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

対象者が当社の従業員である場合、自己都合によりその地位を辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。ただし、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによります。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年2月14日 (注1)	300	97,035	1,800	486,850	1,800	485,850

(注1) 有償第三者割当、発行価格12,000円、資本組入額6,000円 割当先 個人2名

(6) 【大株主の状況】

2014年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (数)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
松村 博吉	東京都渋谷区	12,180	12.55
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,600	6.80
柳生 直人	東京都世田谷区	5,610	5.78
三菱UFJキャピタル2号投資事業有限 責任組合	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	5,532	5.70
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	5,333	5.50
株式会社御室工房	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	4,265	4.40
中根 俊彦	千葉県千葉市美浜区	3,520	3.63
株式会社MKMコンサルティング	東京都千代田区霞が関三丁目6番14号 三久ビル5階	3,500	3.61
サンエイト・K投資事業組合	東京都港区虎ノ門一丁目15番7号	3,400	3.50
西澤 憲史郎	東京都渋谷区	2,700	2.78
合計		52,640	54.25

(注) 前事業年度末において主要株主でなかった松村博吉氏は、当中間会計期間末現在では主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2014年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 97,035	97,035	譲渡による当社株式の全部又は一部の取得については当社取締役会の事前承認を得る旨を定款に定めております。なお、単元株制度は採用しておりません。
単元未満株式			
発行済株式総数	97,035		
総株主の議決権		97,035	

【自己株式等】

2014年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2014年1月1日から2014年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2013年12月31日)	当中間会計期間 (2014年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,687	11,897
仕掛品	171,662	12,454
前払費用	795	847
未収消費税等	151	873
その他	241	38
流動資産合計	206,538	26,111
固定資産		
有形固定資産		
建物	265	265
減価償却累計額及び減損損失累計額	264	264
建物(純額)	0	0
工具、器具及び備品	1,896	1,896
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,896	1,896
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
敷金	2,102	2,102
投資その他の資産合計	2,102	2,102
固定資産合計	2,102	2,102
資産合計	208,640	28,214
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,332	16,527
短期借入金	25,000	25,000
株主、役員又は従業員からの短期借入金	9,780	11,614
未払金	922	402
未払費用	1,088	794
未払法人税等	1,365	1,162
預り金	1,957	1,276
流動負債合計	57,446	56,776
固定負債		
長期借入金	-	15,000
固定負債合計	-	15,000
負債合計	57,446	71,776
純資産の部		
株主資本		
資本金	485,050	486,850
資本剰余金		
資本準備金	484,050	485,850
資本剰余金合計	484,050	485,850
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	817,905	1,016,262
利益剰余金合計	817,905	1,016,262
株主資本合計	151,194	43,562
純資産合計	151,194	43,562
負債純資産合計	208,640	28,214

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2013年 1月 1日 至 2013年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2014年 1月 1日 至 2014年 6月30日)
売上高	32,220	-
売上原価	8,603	159,208
売上総利益又は売上総損失()	23,617	159,208
販売費及び一般管理費	52,945	39,424
営業損失()	29,328	198,633
営業外収益		
受取利息	1	1
為替差益	-	668
その他	315	0
営業外収益合計	317	671
営業外費用		
支払利息	247	199
株式交付費	106	50
為替差損	324	-
営業外費用合計	678	249
経常損失()	29,688	198,211
税引前中間純損失()	29,688	198,211
法人税、住民税及び事業税	145	145
法人税等合計	145	145
中間純損失()	29,834	198,356

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2013年 1月 1日 至 2013年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	457,600	456,600	456,600	722,536	722,536	191,663	191,663
当中間期変動額							
新株の発行	7,500	7,500	7,500			15,000	15,000
中間純損失()				29,834	29,834	29,834	29,834
当中間期変動額合計	7,500	7,500	7,500	29,834	29,834	14,834	14,834
当中間期末残高	465,100	464,100	464,100	752,370	752,370	176,829	176,829

当中間会計期間(自 2014年 1月 1日 至 2014年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	485,050	484,050	484,050	817,905	817,905	151,194	151,194
当中間期変動額							
新株の発行	1,800	1,800	1,800			3,600	3,600
中間純損失()				198,356	198,356	198,356	198,356
当中間期変動額合計	1,800	1,800	1,800	198,356	198,356	194,756	194,756
当中間期末残高	486,850	485,850	485,850	1,016,262	1,016,262	43,562	43,562

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2013年 1月 1日 至 2013年 6月30日)	当中間会計期間 (自 2014年 1月 1日 至 2014年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	29,688	198,211
為替差損益(は益)	462	59
受取利息	1	1
支払利息	247	199
株式交付費	106	50
売上債権の増減額(は増加)	900	-
たな卸資産の増減額(は増加)	23	159,208
仕入債務の増減額(は減少)	468	805
その他	5,642	2,325
小計	22,811	41,826
利息の受取額	1	1
法人税等の支払額	290	290
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,100	42,115
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	15,000
株式の発行による収入	14,893	3,550
その他	8,332	1,834
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,225	20,384
現金及び現金同等物に係る換算差額	462	59
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	588	21,790
現金及び現金同等物の期首残高	13,301	33,687
現金及び現金同等物の中間期末残高	13,890	11,897

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社の現状は、当社の主要な商品である国連認証排出削減量（以下、「CER」という。）取引とその市場が依然として厳しい状況にあります。国連気候変動枠組条約を踏まえた欧州排出権取引制度は、温室効果ガス排出枠（以下、「排出枠」という。）の上限を域内にて規制しておりますが、その排出枠価格は、欧州金融危機と経済低迷に起因する排出枠の需給悪化を受け、2011年半ば頃から低迷しております。また、CERの価格も排出枠価格と同様に低迷しております。具体的には、2013年12月31日から2014年6月30日に至る期間において、CERの市場価格は、34セントユーロ（円貨換算では1トン当たり約49円）から16セントユーロ（円貨換算では1トン当たり約22円）と、CERの発行に要する費用を下回る価格まで下落しております。なお、CER発行には、国連手数料として1トン当たり、0.20USドル（円貨換算では1トン当たり約20円）、及び検証・認証に要する費用として概ね0.05USドル（円貨換算では1トン当たり約5円）、合計して1トン当たり約25円の手数料が費用として発生します。

このような市場価格の回復に見通しが立たない状況の中、当社は、前事業年度において、営業損失94,661千円、当期純損失95,368千円を計上しており、当中間会計期間においては、営業損失198,633千円、中間純損失198,356千円を計上いたしました。その結果、当中間会計期間において43,562千円の債務超過の状態となっております。また、営業キャッシュ・フローにおいても、前事業年度 45,103千円、当中間会計期間 42,115千円と大幅なマイナスとなっております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような厳しい事業状況の中、当社は当該状況を解消すべく、業績の改善と財務体質の強化を図り、継続的かつ安定した経営基盤を構築すべく、以下の通り対処して参ります。

当社は、引き続き人員採用を凍結及びその他の費用を含む、徹底した経費削減を行ってまいります。

当社は、CERの売買取引を目的に会社を創業いたしました。前述した通りCERの市況が厳しい状況であります。このような厳しい事業環境の中、安定した経営基盤を構築すべく、バイオマス燃料取引の仲介事業を新規事業としてその開発を進めております。具体的には、現在中国においては大气污染防治の改善のために石炭使用抑制令が出され、バイオマス燃料の需要が拡大する方向にあることから、当社はフィリピン及びその他東南アジアの企業と協業して、現地で生産されるココナッツ・チップをバイオマス燃料とする商品開発を行い、中国市場に販売いたします。なお、2014年8月末までにココナッツ・チップの中国への試験出荷を行いました。試験出荷の目的は、ココナッツ・チップの実証燃焼試験の有効性の確認、及び物流業務（船積み、通関を含む総合的な物流業務）に関する問題点の把握、解決であります。これらを確認した上で、具体的な販売契約の成約と顧客基盤の拡大を目指します。

資金調達につきましては、バイオマス事業に係る事業資金として、借入金により当中間会計期間において15百万円、2014年7月18日付にて20百万円の調達を行いました。さらに2014年12月末までに、75百万円相当の資金調達を行うことを検討しております。

当社の厳しい状況を解消すべく、上記に記載する対策を講じておりますが、以下の重要な不確実性が存在しております。

当社業績及び資金繰りの改善を図るうえで重要な要素となる売上高の確保については、今後のCER価格の回復に依拠しており、その市場価格回復の見通しについては、重要な不確実性を残しております。

また、新規事業として、バイオマス燃料の一種であるココナッツ・チップを原産地であるフィリピンから調達し、中国の顧客に再生可能エネルギーとして供給する仲介事業を2014年度中に開始する予定であります。その取引の実現可能性については、未だ重要な不確実性を残しております。

前述した不確実性に備えて、2014年12月末を目処に、追加として75百万円相当の資金調達を予定しております。当社は、資金調達について関係者と協議を進めておりますが、現状は未だ関係者との合意が得られている状況ではありません。

よって現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年
工具、器具及び備品 3年～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上します。当中間会計期間においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権もないため貸倒引当金は計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

なお、当中間会計期間においては支給見込額がないため、賞与引当金は計上していません。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益にて処理しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前中間会計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)	当中間会計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)
売上原価		159,208千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	92,160	1,250	-	93,410

(変動事由の概要)

1. 当中間会計期間における発行済株式数の増加1,250株は、第三者割当増資によるものであります。

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	96,735	300	-	97,035

(変動事由の概要)

1. 当中間会計期間における発行済株式数の増加300株は、第三者割当増資によるものであります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)	当中間会計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)
現金及び預金勘定	13,890千円	11,897千円
現金及び現金同等物	13,890千円	11,897千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当該時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めておりません。

前事業年度(2013年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	33,687	33,687	
資産計	33,687	33,687	
(1) 買掛金	17,332	17,332	
(2) 短期借入金	25,000	25,000	
(3) 株主、役員又は従業員からの短期借入金	9,780	9,780	
(4) 未払法人税等	1,365	1,365	
負債計	53,477	53,477	

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,897	11,897	
資産計	11,897	11,897	
(1) 買掛金	16,527	16,527	
(2) 短期借入金	25,000	25,000	
(3) 株主、役員又は従業員からの短期借入金	11,614	11,614	
(4) 未払法人税等	1,162	1,162	
(5) 長期借入金	15,000	14,958	41
負債計	69,303	69,262	41

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 株主、役員又は従業員からの短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度	当中間会計期間
敷金	2,102	2,102

市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社のセグメントについては、事業の種類別に構成されており、「排出権事業」及び「コンサルタント事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「排出権事業」は、主に「京都議定書」及びその柔軟措置として定められた「京都メカニズム」に基づき、発展途上国においてCDMにより温室効果ガスプロジェクトの発掘を行い、組成された排出権を先進国企業に販売しております。

「コンサルタント事業」は、主に国内企業より海外の特定地域における特定業務の開発に係る調査活動を受託しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間(自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	中間財務諸表 計上額
	排出権事業	コンサルタント 事業		
売上高				
外部顧客への売上高	20,005	12,215	32,220	32,220
計	20,005	12,215	32,220	32,220
セグメント利益又は 損失()	36,708	7,380	29,328	29,328
その他の項目 減価償却費				

(注) 報告セグメントごとの資産、負債につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	中間財務諸表 計上額
	排出権事業	コンサルタント 事業		
売上高 外部顧客への売上高 計				
セグメント損失()	198,633		198,633	198,633
その他の項目 減価償却費				

(注) 報告セグメントごとの資産、負債につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象とはしていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	欧州	アジア	合計
10,669	20,005	1,546	32,220

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
Conoco Phillips(U.K.)Limited	20,005	排出権事業
電源開発株式会社	10,669	コンサルタント事業

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2013年12月31日)	当中間会計期間 (2014年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	1,562円97銭	448円93銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	151,194	43,562
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
(うち新株予約権(千円))	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	151,194	43,562
普通株式の発行済株式数(株)	96,735	97,035
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式数の数(株)	96,735	97,035

項目	前中間会計期間 (自 2013年1月1日 至 2013年6月30日)	当中間会計期間 (自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)
(2) 1株当たり中間純損失金額	322円25銭	2,045円71銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額(千円)	29,834	198,356
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	29,834	198,356
普通株式の期中平均株式数(株)	92,580	96,962
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株 予約権の株数9,000株)こ れらの詳細は、「第一部企 業情報 第4提出会社の状 況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。	新株予約権1種類(新株 予約権の株数8,525株)こ れらの詳細は、「第一部企 業情報 第4提出会社の状 況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 2014年1月1日 至 2014年6月30日)

(多額な資金の借入)

当社は、2014年6月13日開催の取締役会において、長期資金の借入について決議し、2014年7月18日に以下の借入を実行いたしました。

(1) 資金用途	運転資金
(2) 借入先の名称	株式会社プロダクツキャピタル
(3) 借入金額	2,000万円
(4) 利率	年5.00%
(5) 返済条件	期限一括返済
(6) 借入実行日	2014年7月18日
(7) 返済期日	2015年7月20日
(8) 担保提供又は保証内容	無担保、無保証

(重要な係争事件の発生)

当社の取引先であるSichuan Meigu River Hydropower Development Co.,Ltd.(以下、「同社」という。)は、2014年9月5日付で排出権購入契約に従い、発行済である139,537CERトンの売買取引について、1,144,203.40ユーロの支払いを請求する仲裁手続の申立てを行いました。

1. 当社が受けた仲裁手続の概要

(1) 仲裁手続の申立てが行われた機関及び年月日

仲裁手続の申立てが行われた機関: International Chamber of Commerce(ICC)

仲裁の申立てが行われた年月日: 2014年9月5日

(2) 仲裁手続の申立てを行った相手

商号: Sichuan Meigu River Hydropower Development Co.,Ltd.

所在国及び所在地: 中国 四川省

代表者: Dongping Zhou

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

申立ての内容: 排出権売買取引代金の支払い

請求額: EUR 1,144,203.40

2. 当社の認識と今後の見通し

当社の認識は、同社との本排出権購入契約は既に解約済みであるため、当社に購入する義務はなく、同社からの購入履歴もないため、当社が支払う義務はないとの認識であります。よって、当社といたしましては、仲裁手続を通して当社の正当性を主張してまいります。

なお、当該仲裁に関する見通しは不明であり、当社の業績への影響につきましても不明であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書 2014年1月9日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第8期(自 2013年1月1日 至 2013年12月31日) 2014年3月27日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2014年9月24日

株式会社 エコ・アセット
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木政秋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコ・アセットの2014年1月1日から2014年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2014年1月1日から2014年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エコ・アセットの2014年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2014年1月1日から2014年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、営業損失94,661千円、当期純損失95,368千円を計上しており、当中間会計期間においても、営業損失198,633千円、中間純損失198,356千円を計上している。その結果、当中間会計期間において43,562千円の債務超過の状態となっている。また、営業キャッシュ・フローも、前事業年度 45,103千円、当中間会計期間 42,115千円と大幅なマイナスを計上している。当該状況により、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策については当該注記に記載されているが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。